

コロナに負けるな！リフォーム応援キャンペーン

令和4年度 《新型コロナ対策支援事業》 糸魚川市住宅・店舗リフォーム補助金

糸魚川市では、リフォーム工事の需要喚起による地域経済の活性化、新型コロナウイルス感染症対策の促進を図るため、市内の施工業者による店舗リフォーム工事等に要する経費の一部を補助します。

【受付期間】 令和4年6月24日(金)～令和4年8月1日(月)

※申込が予算額を超えた場合は、先着順ではなく抽選により交付対象者を決定します。

【受付時間】 月曜～金曜 8:30～17:15 (土、日、祝日は除く)

【受付場所】 市役所3階 建設課、能生事務所 振興係、青海事務所 振興係

1 事業の概要

(1) 補助対象者

《次の条件を全て満たすもの》

(1) 市内に住所または主たる事業所を有する中小企業者のうち、店舗を使用して小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業又は娯楽業を営むもの

ただし、以下のいずれにも該当しないこと。

ア 床面積の合計が1,000平方メートルを超える店舗で事業を営む者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号(以下「風営法」という。))第2条第1項に規定する風俗営業を営む者で、風営法第3条第1項の許可を受けていない者

ウ 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

エ 糸魚川市暴力団排除条例(平成24年糸魚川市条例第2号)第2条第1号又は第2号に該当する者

オ 建築基準法(昭和25年法律第201号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他関係法令に違反する者

カ 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした事業を営む者

(2) 市税等の滞納がないこと。

(2) 補助対象店舗等

糸魚川市内にあり、販売・サービスの提供等の顧客との対面による事業の用に供するため、中小企業者が所有・賃借している建築物(店舗併用住宅の場合は、住宅または店舗いずれか一方を補助対象とする。)及び当該建築物に附帯する屋外施設

(3) 補助対象事業

《次の要件を全て満たすもの》

(1) 店舗のリフォームに伴う費用総額が、10万円(消費税込み)以上のもの

(2) 次のいずれかに該当する事業

① 店舗の一部の改築又は増築工事

② 外壁工事、耐震補強工事その他の店舗の耐久性を高める工事

③ 看板設置、内装工事、照明器具の入替え工事その他の店舗の集客力を高める工事

④ バリアフリー化工事、防火・耐火工事その他の店舗の安全上又は防災上必要な工事

⑤ 空調、冷暖房機器等の設置工事その他の店舗の快適性を向上するための工事

⑥ 来店者用のトイレ、洗面台等の設置工事その他の店舗の衛生上必要な工事

⑦ POSレジの導入、事業用電算システムの整備その他の事業効率を高める設備の導入

⑧ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事又は事業用備品等の導入

※⑦は、販売業者による有料の運搬、組立、設置作業等を伴う場合に限る。

※対象工事は、3ページ「2 補助対象・対象外事業一覧」をご参照ください。

- (3) 市内に本社（本店）又は支社（支店）を有する施工業者及び販売業者（個人事業主を含む。）が実施する改装工事、店舗機能の向上を果たす事業用備品等の導入（車両の購入・更新を除く。）
- (4) 他の制度の補助金や保険金を受け取って行う工事ではないこと。
- (5) 補助金交付決定後に着手する工事であること。
※申請書の「交付決定前事業着手」を記入・誓約することで、事前着手も可能です。

《対象とならないもの》

- (1) 見積り、設計に要する費用
- (2) 申請者が自ら行う工事及び事業用備品等の導入に要する費用

(4) 補助金額

[基本分] 補助対象事業費（10万円以上）×1/5 ※上限 10万円

例：補助対象事業費 100万円の場合は 10万円、20万円の場合は4万円

[加算分] うち木材購入費×1/2 ※上限 10万円

補助対象事業費のうち、糸魚川産木材を使用する場合のみ ※産地証明書が必要です。

[基本分]+[加算分]=最大 20万円（それぞれ 1,000円未満切捨て）

例：補助対象事業費 50万円のうち、糸魚川産木材購入費 20万円の場合は、
50万円×1/5=基本分 10万円、20万円×1/2=加算分 10万円、合計 20万円

(5) 予算額

4,000万円（住宅リフォーム補助を含む。）

(6) 申込方法

- ①申請書に必要事項を記載及び必要書類を添付する。
 - ②市役所3階建設課、能生事務所、青海事務所に提出してください。
（提出いただいた書類については、返却できません。）
- ※詳しくは、「3 手続きの流れ」をご参照ください。

(7) 交付決定（不決定）通知

令和4年8月上旬を予定

(8) 実績報告書

工事完了後1か月以内に実績報告書を提出してください。

最終期限：令和4年12月28日(水)まで ※資材等の供給不足・納期の遅れ等により工事完了が見込めない場合は、令和5年3月31日(金)まで延長可

ご注意ください

- (1) 申請書の内容をよく確認の上、記入してください。特に申請内容に誤りがあった場合、補助金の交付が取消されることがありますのでご注意ください。
- (2) 申請額が補助予定額を超えた場合は抽選を行い、補助対象者を決定いたします。抽選結果により補助金の交付ができない場合があります。なお、抽選結果については、公表いたしません。
- (3) 補助金の交付を受けようとする方は、必ず工事を行う前に申請し、交付決定を受けてから工事に着手してください。交付決定前に工事を行う必要がある場合には必ず、申請書の「交付決定前事業着手」を記入・誓約してください。
- (4) 交付申請前に行った工事（または工事中）は、対象外です。

2 補助対象・対象外事業一覧

主な対象事業の例を記載しています。ご不明な場合は、お問い合わせください。

工種	可否	対象工事の例	特記事項
増築	○	店舗の増築、拡張	
機能アップ	○	防水工事	
	○	防音工事	
	○	耐震化工事	
	○	断熱化工事	
外装	○	屋根の改修・葺替	
	○	外壁の改修	
	○	ドア、窓、サッシ、シャッターの設置・改修	
	○	自動ドアの設置・改修	
	○	克雪化工事	雪止め金物、雪庇防止フェンスの設置等
内装	○	間取りの変更工事	
	○	床・壁・天井の改修	
	○	内壁の貼替え、塗装	
	△	照明器具のLED化	配線工事を伴うもの
	○	段差解消、手すりの設置・改修	
冷暖房	○	ペレット・薪ストーブの設置・改修	
	○	エアコンの設置	
配管・水回り	○	トイレの洋式化	
	○	洗面台の設置・交換	
	○	給湯器の設置・交換	
	○	給排水管、ガス管の改修	
	○	下水道の繋ぎ込み	
外構	○	駐車場の整備	
その他	○	キャッシュレス決済機器の導入・入替	
	○	防犯カメラの設置	配線工事を伴うもの
対象外	×	交付申請前の工事	
	×	土地の造成、店舗の新築	
	×	事務室・車庫・物置等の増設・改築	来店者が利用しないスペースのため
	×	建物の取壊し工事	
	×	自動車の購入・更新	
	×	購入者が運搬、組立、設置する備品等の購入	

3 手続きの流れ（申請から交付まで）

交付申請

- ◆申請者は、「補助金交付申請書兼同意書」に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、提出してください。
- 交付決定前に工事を行う必要がある場合は、「交付決定前事業着手」の記入・誓約を行ってください。

抽選

- 受付期間終了後、申込が予算額を超えた場合は、抽選により決定します。



補助金
交付決定

- 書類審査後、補助金交付の可否を決定し、通知いたします。



工事着工

- 実績報告の際、施工中の写真が必要となりますので、撮り忘れにご注意ください。

内容変更・中止

- ◆内容変更の場合は「変更承認申請書」、中止する場合は「中止届」に必要事項を記載のうえ、提出してください。



実績報告

- ◆事業完了後、速やかに（事業完了後1か月以内）実績報告書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、提出してください。



補助金交付

- 書類審査後、1か月程度で指定口座に振り込みいたします。

4 申請の手続き

<事業実施前>

申請書の提出	<p>必要書類を整えて、受付期間中に提出してください。</p> <p>≪受付期間≫ 令和4年6月24日(金)～令和4年8月1日(月)まで ※申込が予算額を超えた場合は、先着順ではなく抽選で交付対象者を決定 (抽選となった場合の結果は公表しません。)</p> <p>≪提出書類≫ <input type="checkbox"/>補助金交付申請書兼同意書 <input type="checkbox"/>補助対象事業に係る見積書の写し(施工業者の押印があるもの) <input type="checkbox"/>補助対象事業の実施箇所に係る施工前の写真 <input type="checkbox"/>補助対象事業の実施箇所を示す工事図面または見取図 <input type="checkbox"/>店舗の位置図 (該当する場合は提出) <input type="checkbox"/>賃貸借契約書の写し ※改装等を行う店舗を賃借している場合 <input type="checkbox"/>法令に基づく営業許可書の写し ※営業許可等を要する店舗</p>
--------	---

<事業完了後>

実績報告書の提出	<p>事業完了後、速やかに必要書類を整えて提出してください。</p> <p>≪提出期限≫ 事業完了後1か月以内に実績報告書を提出してください。 最終期限：令和4年12月28日(水)まで ※資材等の供給不足・納期の遅れ等により工事完了が見込めない場合は、令和5年3月31日(金)まで延長可</p> <p>≪提出書類≫ <input type="checkbox"/>補助金実績報告書 <input type="checkbox"/>補助対象事業の施工箇所の「施工中」及び「完了後」の写真 <input type="checkbox"/>補助対象事業の明細を記載した契約書または請求書の写し <input type="checkbox"/>補助対象事業に係る領収書等の支払いを証明する書類の写し (該当する場合は提出) <input type="checkbox"/>糸魚川産木材の産地を証明する書類 ※糸魚川木材を使用した場合 <input type="checkbox"/>確認済証または建築工事届の写し ※建築基準法に規定する届け出を行った場合</p>
----------	---

5 お問い合わせ (Q&A)

	ご質問 (Q)	回答 (A)
手続き関係		
1	(補助等の併用) この補助金以外の補助制度を利用する予定ですが、補助を受けることはできますか？	他の制度と併用して、補助金交付はできません。 他の補助金や補償、保険の給付等について、比較・検討のうえ、申請者で判断をお願いします。「6 他の支援制度」をご参照ください。
2	(申請者) 申請者は、だれになりますか？	事業を行っている代表者（事業主）です。 ※交付申請書は、申請者または、施工業者が代理として窓口を持参いただいても結構です。
3	(交付決定前の着手) 申請書を提出すれば、交付決定を待たずに工事を行ってもいいですか？	交付決定後に工事着手していただきます。 ただし、申請書の「交付決定前事業着手」を記入・誓約することで、事前着手は可能です。
4	(内容変更) 申請時と工事内容や工事金額が変更する場合は、どうなりますか？	内容が変更となる場合は、「変更承認申請書」を提出してください。 申請された工事内容の実績に応じて補助金交付します。交付決定後、交付金額の増額はできませんが、実績に応じて減額となる場合があります。
5	(工事の中止) 補助金交付決定後、工事を中止する場合は、どうなりますか？	工事を中止した場合は、必ず「事業中止届」を提出してください。
6	(工事写真) 工事写真は、どの程度必要ですか？	工事写真は、工事内容が申請書や見積書どおりに行われたかを確認するために使用します。工事箇所について、全ての写真を添付してください。
7	(補助金の支払い) 補助金は、どのように交付されますか？	工事完了後に実績報告書を提出いただき、内容確認後に指定口座に振込みいたします。 なお、振込先は申請者の口座に限りませので、直接、業者等への支払いはできません。
施工業者		
8	(業者) 市内に店舗がある業者であればどこでもよいですか？	市内に本社（本店）または支社（支店）を有する施工業者が対象です。 市内に店舗があれば必ず対象ではありませんので、詳しくはお問い合わせください。
9	(業者の紹介等) どの業者に依頼するのがよいか分からない。業者を紹介してもらえますか？また、その内容が適正か確認してもらえますか？	業者の紹介は、行いません。 申請書類等を確認しますが、契約する工事の金額等が妥当か等については関与しませんので、申請者が内容を理解・納得したうえで、業者に工事を依頼してください。
10	(業者の変更) 申請時に計画していた施工業者から他の業者に変更は可能ですか？	補助金交付は申請時の内容を条件としていますので、施工業者の変更はできません。 ただし、一部工事の取り止めに伴う施工業者の減少は可能です。

対象工事等		
11	<p>(工事中) 工事中ですが、申請できますか？</p>	工事中（交付申請前の着手）のものは、対象になりません。（原則、交付決定後の工事着手となります。）
12	<p>(住宅部分) 店舗併用住宅の場合、補助対象額の算定方法はようになりますか？</p>	店舗部分についてのみ補助対象です。屋根などで対象範囲が明確でない場合には、居住部分と店舗部分の床面積に応じて算定します。
13	<p>(直営施工の材料費) 直営でリフォームを行う予定ですが、その材料費などは、補助対象となりますか？</p>	経済対策のため、市内施工業者によるリフォーム工事が対象です。直営（申請者）で施工する場合は、対象外です。
14	<p>(糸魚川産木材の確認) 糸魚川産木材かどうか不明ですが、確認してもらえますか？</p>	糸魚川産木材を使用した場合は、産地証明書により確認をします。実績報告書提出時に産地証明書を添付してください。

6 他の支援制度（住宅・店舗リフォーム補助金以外のもの）

詳しくは、それぞれのお問い合わせ先にご確認ください。

	支援制度	お問い合わせ先 電話 552-1511
そ の 他	<p>いといがわ木の香る家・店づくり促進事業 ※令和4年度の受付は終了しました。 補助：1/2 上限 20 万円 内容：店舗の新築等にかかる糸魚川産木材の購入費</p>	<p>農林水産課 林業水産係 内線 2334</p>
	<p>ブロック塀等除却補助金 補助：1/2 上限 10 万円 内容：コンクリートブロック等の塀(高さ1 m以上)の除却工事</p>	<p>都市政策課 都市計画係 内線 2372</p>
	<p>ペレットストーブ設置事業補助金 補助：1/3 上限 15 万円 内容：ペレットストーブ本体、部材購入、取付け費用</p>	<p>環境生活課 環境係 内線 2185</p>

◆お問い合わせ先◆

糸魚川市 産業部 建設課 管理住宅係

電話：025-552-1511（内線 2364・2365）

FAX：025-552-8477 メールアドレス：kanri@city.itoigawa.lg.jp